



# 栃木県公報

平成31(2019)年  
3月12日(火)  
第3071号

## 目 次

規 則	
○生活保護法施行細則の一部改正	179
告 示	
○解除予定保安林	185
○同	185
○児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定に係る変更	186
○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定に係る変更	186
○母子保健法による指定養育医療機関の指定に係る変更	186
○道路の供用開始	187
○車両制限令第3条第1項第2号イの規定による道路の指定	187
○車両制限令第3条第1項第3号の規定による道路の指定及び同令第10条第1項の規定による通行方法	187
○栃木県収入証紙を売りさばく者の指定	188
公 告	
○県営土地改良事業に係る換地処分	188
監 査 委 員	
○監査結果の公表	189
○財政的援助団体等の監査結果の公表	192
調 達 等 公 告	
○入札公告	194

## 規 則

### 栃木県規則第三号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月十二日

栃木県知事 福田 富 一

### 生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(昭和三十八年栃木県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第十五条 略	第十五条 略
(進学準備給付金申請書)	
第十六条 省令第十八条の九第一項の規定による申請書は、別記様式第三十四号によるものとする。	
(進学準備給付金支給決定通知書等)	
第十七条 知事は、前条の進学準備給付金申請書の	

提出があつたときは、支給の可否、金額及び方法を決定し、申請者に対して別記様式第三十五号の進学準備給付金支給（不支給）決定通知書により通知するものとする。

(徴収金支払申出書)

第十八条 省令第二十二條の四の規定による申出書は、保護金品（金銭給付によつて行うものに限る。）の一部又は就労自立給付金の額の全部若しくは一部（以下「保護金品の一部等」という。）を法第七十七條の二第一項の規定による徴収金の納入に充てる旨の申出にあつては別記様式第三十六号によるものとし、保護金品の一部等を法第七十八條第一項の規定による徴収金の納入に充てる旨の申出にあつては別記様式第三十七号によるものとする。

(徴収金等支払申出書)

第十六条 省令第二十二條の三の規定による申出書は、別記様式第三十四号  
によるものとする。

別記様式第二十一号中

カ月又は 日間	1月目	円	2月目	円	3月目	円
---------	-----	---	-----	---	-----	---

を

カ月又は 日間	1月目	円	2月目	円	3月目	円
	4月目	円	5月目	円	6月目	円

に

医 師 同 意	同意年月日	年 月 日	記 載 者  1 医 師 2 施 術 者
	指定医療機関名		
	所在地		
	医師氏名		

を

医 師 同 意	同意年月日	年 月 日
	指定医療機関名	
	所在地	
	医師氏名	
	注意事項等	(施術に当たつて注意すべき事項等があれば記載してください。)(任意)

に

「3カ月を超えて施術」や「6カ月を超えて施術」は、「(3カ月)」や「(6カ月)」は、「4カ月目」や「7カ月目」は

「4 「医師同意」欄は、3カ月を超えてあん摩・マッサージ(変形徒手矯正術の場合を除く。)又は

はり・きゆうを必要とする場合、施術者が記載しても差し支えないこと。

や

5 ※印欄は福祉事務所で記入するので、記載しないこと。

」

「4 ※印欄は福祉事務所で記入するので、記載しないこと。」に定める。

同記欄は第11条の4第1項「（第16条関係）」や「（第18条関係）」の「徴収金等支払申出書」や「徴収金支払申出書」に定め、同欄は同記欄第11条の4第1項の次に定める欄に定める。

別記様式第34号 (第16条関係)

年 月 日

福祉事務所長 様

申請者 住所又は居所  
(大学等の特定教育訓練施設に進学する者) 氏名 印

進学準備給付金申請書

下記のとおり、進学準備給付金の支給について関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名
- 2 特定教育訓練施設に進学する者の生年月日 年 月 日
- 3 進学先  
特定教育訓練施設の名称
- 4 特定教育訓練施設に進学した後の居住先 (該当する□にチェックを入れてください。)  
 進学する前の住居と同じ  
 転居により進学する前の住居と異なる住居に居住 (居住 (予定) 地を記載してください。)  
居住 (予定) 地
- 5 関係書類
  - (1) 入学に関する手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか  
ア 入学金を納付したことを証明する書類の写し  
イ 入学金の延納 (入学後に納付すること) を申請した書類の写し  
ウ 入学金等の納付が不要な場合は、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学に関する手続が完了したことを証明する書類等の写し
  - (2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
  - (3) その他支給決定にあたり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合は、入学する特定教育訓練施設の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、当該特定教育訓練施設に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

別記様式第35号（第17条関係）

第 号  
年 月 日

様

福祉事務所長

## 進学準備給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による進学準備給付金を、下記のとおり決定したので通知します。

## 記

- 1 支給の可否
- 2 進学準備給付金を支給する場合の支給額、支給日及び支給方法  
支給額 円  
支給日 年 月 日  
支給方法
- 3 不支給の場合の理由
- 4 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

備考 進学準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

教示 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に栃木県知事に対して審査請求をすることができます（この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、栃木県を被告として（訴訟において栃木県を代表する者は栃木県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日。以下同じ。）の翌日から起算して50日（当該審査請求をした日から50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあつては、70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記様式第36号 (第18条関係)

徴収金支払申出書

私は、 年 月分からの保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）より毎月 円を 年 月 日付け費用徴収決定通知による生活保護法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の支払いに充てる旨を申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

年 月 日

住 所

氏 名

㊞

福祉事務所長 様

告 示

日光市湯西川字橋立2110-2

（保健福祉課）

告 示

栃木県告示第104号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成31（2019）年3月12日

栃木県知事 福 田 富 一

I

- 1 解除予定保安林の所在場所  
日光市湯西川字橋立2110-2（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 解除の理由  
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

II

- 1 解除予定保安林の所在場所  
日光市湯西川字橋立2110-2（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 解除の理由  
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

栃木県告示第105号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成31（2019）年3月12日

栃木県知事 福 田 富 一

I

- 1 解除予定保安林の所在場所  
日光市湯西川字橋立2110-2（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
  - 3 解除の理由  
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

II

- 1 解除予定保安林の所在場所  
日光市湯西川字橋立2110-2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

Ⅲ

1 解除予定保安林の所在場所

日光市湯西川字橋立2110-2 (次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第106号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の14の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第19条の19の規定により公示する。

平成31(2019)年3月12日

栃木県知事 福田 富一

病院又は診療所

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日
日光市立国民健康保険栗山診療所	日光市黒部54番地1(日光市日陰575)	日光市	平成30(2018)年12月25日

※表中の( )内は変更前のもの

栃木県告示第107号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第19条の規定により指定医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第24条の規定により公示する。

平成31(2019)年3月12日

栃木県知事 福田 富一

病院又は診療所

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日
日光市立国民健康保険栗山診療所	日光市黒部54番地1(日光市日陰575)	日光市	平成30(2018)年12月25日
上石せほね・骨そしょう症クリニック(上石クリニック)	佐野市高萩町1332-3	上石 聡	平成31(2019)年1月7日
モオカ内科・腎クリニック(真岡メディカルクリニック)	真岡市荒町3-49-6	医療法人環の会	平成31(2019)年2月13日

※表中の( )内は変更前のもの

(健康増進課)

栃木県告示第108号

母子保健法施行規則(昭和40年厚生省令第55号)第12条の規定により指定養育医療機関の開設者から次のとおり変更の届出があったので、母子保健法施行細則(昭和43年栃木県規則第5号)第4条第2項の規定により告示する。

平成31（2019）年3月12日

栃木県知事 福 田 富 一

指定養育医療機関		開設者		診療科名	届 出 年 月 日
名 称	所 在 地	氏名又は名称	住 所		
芳賀赤十字病院	栃木県真岡市中郷271 （栃木県真岡市台町 2461）	日本赤十字社社 長 近衛 忠輝 （巖原 馨）	東京都港区芝大門一丁 目1番3号（栃木県真 岡市台町2461）	小児科	平 成 31 （2019）年 1月23日

（注）表中の（ ）内は変更前のもの

（こども政策課）

## 栃木県告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県土整備部道路保全課において、平成31（2019）年3月12日から同年4月10日まで一般の縦覧に供する。

平成31（2019）年3月12日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一 般 国 道 121 号	日光市上三依字地境437-2から 日光市上三依字上ノ原448-4まで	平成31（2019）年 3月12日
3	主 要 地 方 道 宇都宮亀和田栃木線	栃木市都賀町家中4063-1から 栃木市都賀町家中1704-3まで	平成31（2019）年 3月18日11時

## 栃木県告示第110号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条の規定により公示する。

平成31（2019）年3月12日

栃木県知事 福 田 富 一

## 1 道路の種類、路線名及び指定する道路の区間

道路の種類	路 線 名	指 定 す る 道 路 の 区 間
県 道	小 山 環 状 線	小山市西城南5丁目47-6地先から 小山市大字横倉新田字大山102-2まで

## 2 指定する期日

平成31（2019）年4月1日

## 栃木県告示第111号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定めるので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条の規定により公示する。

平成31（2019）年3月12日

栃木県知事 福 田 富 一

## 1 道路の種類、路線名及び指定する道路の区間

道路の種類	路 線 名	指 定 す る 道 路 の 区 間
県 道	石 末 真 岡 線	真岡市飯貝字中島456-5 から 真岡市堀内字下大谷木内5-3 まで
	飛 駒 足 利 線	足利市名草下町字杓子谷戸4197-2 から 足利市菅田町字中屋敷474-4 まで
	小 山 環 状 線	小山市西城南5丁目47-6 地先から 小山市大字横倉字十二神597-27まで

2 指定する期日

平成31 (2019) 年 4 月 1 日

3 通行方法

1 の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上縦寸法0.12メートル以上又は横寸法0.12メートル以上縦寸法0.23メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上、走行すること。

(道路保全課)

栃木県告示第112号

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第6条の規定により、栃木県収入証紙を売りさばく者として次の者を指定したので、同条例第14条の規定により公告する。

平成31 (2019) 年 3 月 12 日

栃木県知事 福 田 富 一

指 定 年 月 日	氏 名 又 は 名 称	売 り さ ば き 場 所
平成31 (2019) 年 2 月 27 日	社会福祉法人すかい	日光市今市本町1 日光市役所本庁舎1階売店

(会計局会計管理課)

**公 告**

○県営土地改良事業に係る換地処分

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営大室地区土地改良（区画整理）事業内の土地について次のとおり換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成31 (2019) 年 3 月 12 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 換地処分の年月日

平成31 (2019) 年 3 月 1 日

2 換地処分の内容

平成30（2018）年12月7日付け栃木県告示第617号で公告した換地計画のとおり。

（農地整備課）

**監 査 委 員**

栃木県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成31（2019）年3月12日

栃木県監査委員	池 田	忠
同	日向野	義 幸
同	金 井	弘 行
同	平 野	博 章

第1 監査事項

財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

第2 監査対象期間

監 査 実 施 月	監 査 対 象 期 間	備 考
平成31（2019）年 1月	平成29（2017）年度 平成29（2017）年度及び平成30（2018）年度 （9月末現在） 平成29（2017）年度及び平成30（2018）年度 （10月末現在）	・給与事務（児童手当を含む。）については予備監査実施日まで ・県土整備部出先機関の監査対象期間については平成29（2017）年度
平成31（2019）年 2月	平成29（2017）年度 平成29（2017）年度及び平成30（2018）年度 （10月末現在） 平成29（2017）年度及び平成30（2018）年度 （11月末現在）	

第3 監査の結果

（県土整備部）

監 査 対 象 機 関 名	監 査 年 月 日	監 査 の 結 果
烏 山 土 木 事 務 所	平成31（2019）年1月11日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
下 水 道 管 理 事 務 所	平成31（2019）年1月11日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
公 園 事 務 所	平成31（2019）年1月11日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
真 岡 土 木 事 務 所	平成31（2019）年1月15日	工事事務のうち、街路づくり事業費（補助）に係る電線共同溝工事の設計積算において、市街地補正区分の適用を誤ったことにより、設計額が過小となっているものが2件5,400千円あった。
宇 都 宮 土 木 事 務 所	平成31（2019）年1月18日	工事事務のうち、28年災害復旧事業費（補助）に係る護岸工事の設計積算において、根固めブロック工に係る作業土工を埋戻しで積算すべきところ、誤って、路体（築堤）盛土を適用したことにより、設計額が過大となっているものが1件367千円あった。

安 足 土 木 事 務 所	平成31 (2019) 年 1月22日	用地事務のうち、快適で安全な道づくり事業費（補助）に係る「物件移転等通常受ける損失補償」の契約の締結において、物件所有者の押印を受けた損失補償に係る契約書を、長期間、適正に処理せず放置していたものがあった。 また、本件が発覚した際、移転補償すべき物件が既に撤去され存在していなかったにもかかわらず、補償金として支出するために、不適切な契約を締結していた。
鹿 沼 土 木 事 務 所	平成31 (2019) 年 1月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

## (教育委員会)

監 査 対 象 機 関 名	監 査 年 月 日	監 査 の 結 果
茂 木 高 等 学 校	平成31 (2019) 年 1月11日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
烏 山 高 等 学 校	平成31 (2019) 年 1月11日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇 都 宮 南 高 等 学 校	平成31 (2019) 年 1月15日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇 都 宮 工 業 高 等 学 校	平成31 (2019) 年 1月15日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
上 三 川 高 等 学 校	平成31 (2019) 年 1月15日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
真 岡 高 等 学 校	平成31 (2019) 年 1月15日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
小 山 高 等 学 校	平成31 (2019) 年 1月18日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃 木 高 等 学 校	平成31 (2019) 年 1月18日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃 木 女 子 高 等 学 校	平成31 (2019) 年 1月18日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
壬 生 高 等 学 校	平成31 (2019) 年 1月18日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
聾 学 校	平成31 (2019) 年 1月18日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
特 別 支 援 学 校 宇 都 宮 青 葉 高 等 学 園	平成31 (2019) 年 1月18日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇 都 宮 東 高 等 学 校 （「宇都宮東高等学校附属中学校」を含む。）	平成31 (2019) 年 1月22日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇 都 宮 清 陵 高 等 学 校	平成31 (2019) 年 1月22日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
真 岡 北 陵 高 等 学 校	平成31 (2019) 年 1月22日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
真 岡 工 業 高 等 学 校	平成31 (2019) 年 1月22日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足 利 特 別 支 援 学 校	平成31 (2019) 年 1月22日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足 利 中 央 特 別 支 援 学 校	平成31 (2019) 年 1月22日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
上 都 賀 教 育 事 務 所	平成31 (2019) 年 1月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
下 都 賀 教 育 事 務 所	平成31 (2019) 年 1月25日	給与事務のうち、期末手当及び勤勉手当において、在職期間等の算定を誤ったことから、支給不足となっているものが1件320,816円あった。
那 須 教 育 事 務 所	平成31 (2019) 年 1月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
安 足 教 育 事 務 所	平成31 (2019) 年 1月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
鹿 沼 南 高 等 学 校	平成31 (2019) 年 1月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

鹿沼商工高等学校	平成31(2019)年1月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
芳賀教育事務所	平成31(2019)年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
塩谷南那須教育事務所	平成31(2019)年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮白楊高等学校	平成31(2019)年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
鹿沼高等学校	平成31(2019)年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
鹿沼東高等学校	平成31(2019)年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
今市高等学校	平成31(2019)年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
今市工業高等学校	平成31(2019)年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
小山西高等学校	平成31(2019)年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
小山北桜高等学校	平成31(2019)年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃木翔南高等学校	平成31(2019)年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足利高等学校	平成31(2019)年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足利女子高等学校	平成31(2019)年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足利清風高等学校	平成31(2019)年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
矢板高等学校	平成31(2019)年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
矢板東高等学校 （「矢板東高等学校附属 中学校」を含む。）	平成31(2019)年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
盲学校	平成31(2019)年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
岡本特別支援学校	平成31(2019)年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
河内教育事務所	平成31(2019)年2月1日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮中央女子 高等学校	平成31(2019)年2月1日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
小山城南高等学校	平成31(2019)年2月1日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
学悠館高等学校	平成31(2019)年2月1日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
真岡女子高等学校	平成31(2019)年2月1日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
国分寺特別支援学校	平成31(2019)年2月1日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮商業高等学校	平成31(2019)年2月6日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
石橋高等学校	平成31(2019)年2月6日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
小山南高等学校	平成31(2019)年2月6日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
佐野高等学校 （「佐野高等学校附属中 学校」を含む。）	平成31(2019)年2月6日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮高等学校	平成31(2019)年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮北高等学校	平成31(2019)年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮女子高等学校	平成31(2019)年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
佐野松桜高等学校	平成31(2019)年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
益子芳星高等学校	平成31(2019)年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

さくら清修高等学校	平成31 (2019) 年 2 月 25 日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
わかくさ特別支援学校	平成31 (2019) 年 2 月 25 日	委託事務のうち、特別支援学校運営費に係る消防設備保守点検業務委託の設計積算において、一部の設備に係る費用の計上を誤ったことにより、設計額が過大となっているものが1件567,432円あった。また、予定価格が100万円を超えていたにもかかわらず、特段の理由もないまま、随意契約により契約を締結していた。
栃木特別支援学校	平成31 (2019) 年 2 月 25 日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
益子特別支援学校	平成31 (2019) 年 2 月 25 日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

※指摘事項：事務が著しく不適正又は経済性、効率性及び有効性の視点から著しく不適切と認められるもの

### 栃木県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政的援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成31 (2019) 年 3 月 12 日

栃木県監査委員 池 田 忠  
 同 日向野 義 幸  
 同 金 井 弘 行  
 同 平 野 博 章

監査対象機関名	監 査 日 年 月 日	監 査 対 象 年 度	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
公益財団法人 栃木県育英会	平成 31 (2019) 年 1 月 31 日	平成 29 (2017) 年 度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・栃木県育英会事業費補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
学 校 法 人 足利工業大学	平成 30 (2018) 年 11 月 27 日	平成 29 (2017) 年 度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・小・中・高校運営費補助金 ・私立高等学校授業料減免補助金 ・私立学校被災児童生徒授業料減免補助金 ・結核予防費補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
学 校 法 人 國學院大學 栃木学園	平成 30 (2018) 年 12 月 18 日	平成 29 (2017) 年 度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・小・中・高校運営費補助金 ・私立高等学校授業料減免補助金 ・結核予防費補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
学 校 法 人 幸福の科学学園	平成 30 (2018) 年 11 月 6 日	平成 29 (2017) 年 度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・小・中・高校運営費補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。

公益財団法人 とちぎ未来づくり 財 団	平成 31 (2019)年 1月31日	平成 29 (2017)年 度	団体の運営状況及び次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況並びに公の施設の管理状況 ・出資金 ・栃木県総合文化センター文化事業補助金 ・栃木県青少年育成推進事業費補助金 ・栃木県総合文化センター ・栃木県子ども総合科学館 ・栃木県立とちぎ海浜自然の家 ・栃木県立なす高原自然の家	団体の運営及び補助金に係る事業並びに公の施設の管理は、設立目的等に沿って適正に執行されたものと認められた。
たかはらの森 管理グループ	平成 31 (2019)年 1月11日	平成 29 (2017)年 度	公の施設の管理状況 ・栃木県県民の森	公の施設の管理は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
学 校 法 人 自 治 医 科 大 学	平成 30 (2018)年 11月16日	平成 29 (2017)年 度	次の補助金等に係る出納その他の事務の執行状況 ・総合周産期母子医療センター運営費等補助金 ・とちぎ子ども医療センター運営費補助金 ・救急医療施設運営費等補助金 ・新生児医療担当医確保支援事業費補助金 ・周産期医療施設設備整備費補助金 ・防災訓練等参加事業費補助金 ・緊急分娩体制整備事業費補助金 ・女性医師等支援普及啓発事業費補助金 ・新人看護職員研修事業費補助金 ・感染症指定医療機関運営費等補助金 ・障害者歯科医療システム整備事業費補助金 ・がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金 ・新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業費補助金 ・自治医科大学運営費負担金	補助金等に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。

学 校 法 人 栗 の 実 学 園	平 成 30 (2018) 年 11月20日	平 成 29 (2017) 年 度	次の補助金に係る出納その 他の事務の執行状況 ・ 幼稚園運営費補助金 ・ 幼稚園緊急環境整備事業費 補助金	補助金に係る事業は、目 的に沿って適正に執行され たものと認められた。
学 校 法 人 高 瀬 学 園	平 成 30 (2018) 年 11月13日	平 成 29 (2017) 年 度	次の補助金に係る出納その 他の事務の執行状況 ・ 幼稚園運営費補助金	補助金に係る事業は、目 的に沿って適正に執行され たものと認められた。
日 光 商 工 会 議 所	平 成 30 (2018) 年 11月13日	平 成 29 (2017) 年 度	次の補助金に係る出納その 他の事務の執行状況 ・ 小規模企業経営支援事業費 補助金	補助金に係る事業は、目 的に沿って適正に執行され たものと認められた。
栃 木 県 商 工 会 連 合 会	平 成 31 (2019) 年 1月25日	平 成 29 (2017) 年 度	次の補助金に係る出納その 他の事務の執行状況 ・ 小規模企業経営支援事業費 補助金	補助金に係る事業は、目 的に沿って適正に執行され たものと認められた。
酪 農 と ち ぎ 農 業 協 同 組 合	平 成 30 (2018) 年 12月21日	平 成 29 (2017) 年 度	次の利子補給に係る出納そ 他の事務の執行状況及び公 の施設の管理状況 ・ 農業近代化資金利子補給金 ・ 栃木県土上平放牧場	利子補給及び公の施設の 管理に係る事業は、目的に 沿って適正に執行されたも のと認められた。
関 東 自 動 車 株 式 会 社	平 成 30 (2018) 年 12月21日	平 成 29 (2017) 年 度	次の補助金に係る出納その 他の事務の執行状況 ・ 栃木県バス運行対策費補助 金 ・ 栃木県生活バス路線維持費 補助金 ・ 人にやさしいバス整備事業 費補助金	補助金に係る事業は、目 的に沿って適正に執行され たものと認められた。
一 般 社 団 法 人 栃 木 県 ト ラ ッ ク 協 会	平 成 31 (2019) 年 1月15日	平 成 29 (2017) 年 度	次の交付金に係る出納その 他の事務の執行状況 ・ 栃木県運輸事業振興助成交 付金	交付金に係る事業は、目 的に沿って適正に執行され たものと認められた。

## 調 達 等 公 告

### ○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成31 (2019) 年 3 月 12 日

栃木県知事 福 田 富 一

#### 1 入札に付する事項

- (1) 委託業務件名 県政広報紙「とちぎ県民だより」制作業務委託
- (2) 委託業務内容 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成31 (2019) 年 4 月 1 日から平成32 (2020) 年 3 月 31 日まで

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4 第1項各号に規定する者に該当しない者であること。

- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、印刷物類の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成31（2019）年3月25日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22（2010）年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 栃木県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

### 3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所  
〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号  
栃木県県民生活部広報課広報担当 電話028-623-2192
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
平成31（2019）年3月25日午後3時30分  
〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号 栃木県庁本館8階県民生活部会議室2
- (3) その他  
入札説明書は、平成31（2019）年3月12日から同月22日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(1)の場所において交付する。

### 4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他
  - ア 最低制限価格の有無 無
  - イ 入札の変更等 平成31（2019）年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。
  - ウ その他 詳細は、入札説明書による。

(広報課)